

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月9日 20時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市早埼北方沖（地名計根） 早埼灯台から真方位319° 810m付近 （概位 北緯38° 24.3′ 東経141° 31.9′）
事故の概要	漁船第八辨天丸は、東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年9月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八辨天丸、12トン
船舶番号、船舶所有者等	MG2-5644（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部キールに凹損、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期、潮高 約60cm（女川港） 日没時刻：18時33分ごろ 月出時刻：16時54分ごろ、月齢：12.1
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員3人が乗り組み、船長が1人で手動操舵により操船し、こうなご漁の目的で早埼北方沖を約7～8ノットの対地速力で魚群探索を行いながら東進中、地名計根（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、レーダー及び本件浅瀬が表示されたGPSプロッターを作動させて時折見ていたものの、漁を行っている僚船を見ながら操船していて本件浅瀬に接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、約30年以上早埼北方沖で漁をしており、本件浅瀬の存在を知っていた。</p> <p>本船の喫水は、ふだん船尾が約2mであった。</p>
分析	本船は、早埼北方沖において魚群探索を行いながら東進中、船長が、漁を行っている僚船を見ていて船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件浅瀬に向かう態勢で航行していることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、早埼北方沖において魚群探索を行いながら東進中、船長が、漁を行っている僚船を見ていて船位の確認を適切に行っていなかったため、本件浅瀬に向かう態勢で航行していることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 十分慣れた海域であってもGPSプロッター等を使用し、船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>
-----------	--